

第7回 水資源政策の政策評価に関する検討委員会 議事要旨

日時：平成18年2月6日14:00～16:00

場所：国土交通省 3号館 11階 特別会議室

1. 評価のとりまとめ（素案）について

事務局からの素案に関する説明ののち、以下のような議論がなされた。

- 第2章の「バブル経済期以降（1990年～）」において、河川法の改正、社会資本整備重点計画法、国土形成計画法の制定等、水資源政策に関係の深い法律が欠けているので、記述すべき。
- 水の価格について言及されていない。価格は基本的には供給事業者が決められているのでどのように示せるかの問題はあるが、開発コストとして少なくとも予算がどれだけ使われてきたかについては示すべきではないか。
- 評価の対象は「水資源部の所掌する水資源計画を中心とする水資源政策」とせざるを得ないが、政策の方向性としては、所掌にとらわれず水行政全般について打ち出していることを明記すべき。
- 第2章の1の状況の推移に関する記述について、例えば、工業用水の回収率上昇等に関してその背景、要因についてわかるものは書いた方がわかりやすい。
- 第2章の時代区分の名称について、「安定成長期」はバブル経済期を含んでいること、「バブル経済期以降」はバブル経済崩壊後に関するものであることから、再考すべき。
- これまでのフルプランにおける需要予測は、右肩上がりの経済成長を前提として新しい需要の増加分を追加してきた。これに追いつくための供給量も増加してきたので、第3章のフルプランの効果として「②需給ギャップの縮小等」の項が示されているが、これらの関係を「予期し得なかった経済社会情勢の変化により」とだけ記述するのは不十分。平成12年の水資源開発審議会調査企画部会報告において今後の計画の見直しに当たっては水需要の的確な把握に留意すべきとされており、これを受けて、現在、計画の改定が進められているので、評価書の本文においてもその点を丁寧に記述すべき。
- ウォータープランは法定計画ではなく、これまで全国総合開発計画の策定後に策定されているとのことであるが、水資源計画と国土形成計画等の計画との関係が不明確。国土形成計画については、現在、具体的内容の議論がなされている段階であり、今後のウォータープランについてはこのような動きを見極める必要があるが、これまでウォータープランは、地域が策定する計画の指針となり、また、健全な水循環系構築、水文化等、フルプランでは触れることができないような事項について、状況に応じて明記したことは確かであり、このような役割は果たしていくものと考えられるので記述すべき。
- 国民にとっては取水制限より断水が身近な問題であるが、取水制限が頻繁にされていても必ずしも断水にはなっていないことから、行政、国民の危機意識が足りない。さらに、直接、飲み水として水道水を利用する人が減少していること等により、国民の水資源への関心が薄れ、水資源政策への世論の後ろ盾がなくなっていると考えられ、そのよ

- うな指摘も重要。
- 第3章の課題に書かれているように、全国的な人口減少の局面に入っていることは重要な課題であるから、それをもう少し詳しく記述すべき。
 - 食糧自給率を上げようとするとき、対象となる穀物や飼料作物は灌漑を必要としないものであるため、水需要が増大するとの指摘は誤りであり、そのような記述は修正すべきであるとする。第3章の課題の「(3)世界の水問題に対する課題」では、例えば、日本の自給率の拡大により、海外の水資源問題の緩和になるといった記述も可能であるとする。
 - 計画としての利水安全度と、実際の運用の結果としての取水制限の頻度は切り分けて考えるべき。現実には、例えば、計画上10年に1回の渇水まで対応できるという利水安全度であっても、取水制限は数年に1度起こるのは運用上では当たり前のことである。これをもって直ちに「決して十分な安全度を有しているとは言い難い。」というのは不適切であるため、誤解を与えない表現にすべき。
 - 水の国際問題への対応に関して、単なる海外への援助ではなく、我が国の生活を支えるためにも水の国際問題への対応を行うべきという視点は評価できる。
 - 地下水の使用に関してあまりに抑制的な記述がされているように見える。これまで地下水を使いすぎることによる弊害が問題となってきたためであるとするが、地下水の適正な利用のためには、地下水がどの程度使えるのかを把握する方向を明確にすることが重要。
 - 健全な水循環系を構築するためには、人間の活動と自然とのバランスに関して各地域で話し合うことが重要。
 - 第4章の水資源政策の今後の方向性に関して、全国的には需要が縮小する時代に既に入りつつあるという認識も重要であり、その中でいかにすべきかについて触れるべき。例えば、第4章「2. 健全な水循環系の構築」において、「効率的な水利用の促進」が記述されているが、これは河川環境・地域環境の保全とは異なり、需要が縮小することに対応する施策も含めていると思われるので、このようなことは第4章の冒頭に記述すべきとする。
 - 第4章「2. 健全な水循環系の構築」の「(3)効率的な水利用の促進と河川環境・地域環境の保全」において、工業用水の循環利用の促進が、政策への反映の方向に位置づけられているが、これまで既に進められ、かなり達成されているものであるから、ここでの記述は違和感がある。
 - 国民の視点を重視するという観点から、価値観が多様化し、社会が成熟化するなかで、国民生活と密着する水に関する計画をどのようにつくるかが重要である。水資源開発促進法は、最近、改正、制定された、河川法、国土形成法等と比べると、環境への配慮、市民参加等の観点から見劣りがする。この評価書が今後の方向性を示すものであるならば、水資源計画に関して、あるべき計画内容、策定手続きについて積極的に打ち出した方が、国民の理解が得られるとする。
 - 地方分権の時代の中で、水資源政策に関して、国と地方公共団体の役割分担を明示すべき。

2. その他

第8回（最終回）は3月に開催する予定。それまでに事務局が各委員の意見を集約して、評価書とりまとめ（案）を作成する。

（以上）